

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出てください。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊者が支払うべき総額(別表1)を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条

第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例第11条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、利用規則、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例第11条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 喫煙指定場所以外でのたばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。但し、お部屋移動がある場合には、この限りではありません。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 3 時間までは、室料金の 2 分の 1(又は室料相当額の 50%)
- (2) 超過 3 時間以上は、室料金の全額 (又は室料相当額の 100%)

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかった

ときは、当ホテルは 10 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車および船の係留の責任)

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、または栈橋にて船の係留を行う場合・車両および船舶のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両および船舶の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場・栈橋の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

※香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例第 11 条

第 19 条 別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料 (及び室料+朝食等の飲食料)) ② サービス料 (①×10%)
	追加料金	③ 追加飲食 (①に含まれるものを除く) ④ サービス料 (③×10%)
	税金	消費税

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の 通知を 受けた日		不 泊	当 日	前 日	7 日 前	21 日 前
一 般	4室まで	100%	100%	100%	50%	0%
団 体	5室以上	100%	100%	100%	100%	50%

- (注)
1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
 3. ホテルが指定する特定日・パッケージプラン等では別途キャンセルチャージが発生します。
 4. お食事予約のキャンセルは、一般(9名まで)は当日キャンセル50%、団体(10名以上)は3日前～前日50%、当日100%のチャージがかかります。

利用規則

ベネッセハウスでは、宿泊約款第 10 条に基づき、当ホテルの品位を保ち、またお客様が当ホテルに滞在中に快適かつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規則を下記の通り定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。万一この規則に対してご協力いただけなかった場合は、宿泊約款第 7 条第 1 項により、客室及び当ホテル内の諸設備のご利用をお断り申し上げることがあります。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承下さいますようお願い申し上げます。

火災予防上お守りいただきたい事項

1. ホテル内で暖房用、炊事用等の火気及びアイロン等を持ち込みご使用にはならないでください。
2. 指定喫煙場所以外での喫煙はご遠慮ください。
3. 消防用設備等には、非常の場合以外はお手を触れないでください。
4. 客室からの避難経路図は、バインダー内「非常口のご案内」に掲示してありますのでご確認ください。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中お部屋から出られる時は、ドアの施錠をご確認ください。
2. ご滞在中や特にご就寝の時はドアの内鍵及びセーフティーガードをお掛けください。来訪客があった時は不用意に開扉なさらずにご確認ください。万一、不審者と思われる時はただちにフロントにご連絡ください。
3. ご訪問客とのご面会はロビーにてお願いいたします。
4. 宿泊登録者以外のご宿泊は、堅くお断りいたします。

貴重品、お預かり品のお取り扱いについて

1. 現金その他貴重品は、必ずお部屋内金庫へお預けください。客室内での貴重品の紛失に関して、ホテルでは一切の責任を負いかねます。
2. 遺失物は、法令に基づいて随時処理させていただきます。
3. お預かり品のお取り扱いに関しましては宿泊約款第 15 条の寄託物等の取扱いの規定によります。

お支払いについて

1. ご到着の際、当ホテルが定めるお預かり金(前金)を申し受けることがございますのでご了承ください。ご滞在中、ホテルから支払いの請求があった時はお手数ですが、その都度お支払いください。
2. ホテル内のレストラン&バーなどをご署名によってご利用される場合は必ず客室の鍵をご提示ください。
3. 旅行小切手を含む小切手でのお支払いおよび両替には応じかねますのでご了承ください。
4. ホテル内売店のお買い物代、航空券、列車やバスの切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物輸送等のお立替は、お断りさせていただきます。
5. 客室内のお電話をご利用の場合は施設利用料が加算されますのでご了承ください。
6. 法定の税金の他、サービス料としてお勘定の 10%を加算させていただきます。
7. 従業員への心づけは辞退申し上げます。

おやめいただきたい行為

1. 以下の行為は他のお客様のご迷惑になりますので、おやめください。

(1) ホテルに他のお客様のご迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。

① 犬、猫、小鳥その他の動物ペット類全般。(但し、盲導犬、聴導犬、介護犬等はこの限りではございません。)

② 悪臭、異臭を発生する物。

③ 発火または引火しやすい火薬や揮発油等危険性のあるもの。

④ その他法令で所持を禁じられている物を持ち込まないでください。ホテル内で賭博、または風紀を乱すような行為はなさないでください。

(2) ホテル内で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または、喧騒な行為はなさないでください。

(3) 客室を当ホテルの許可なしに宿泊及び飲食以外の目的にご使用にならないでください。

(4) ホテル内に飲食物をお持ち込みになったり、外部から出前等をおとりになることはおやめください。

(5) ホテル内の美術品や諸設備、諸物品を当ホテルの許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更するようなことはなさないでください。また、館内および客室内の美術品に触れたり汚したり壊したりしないで下さい。

(6) ホテルの外観を損なう様なものを窓やベランダ等に陳列なさないでください。

(7) 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断わりいたします。なお、客室に外来のお客様をお招きにならないでください。

(8) ホテル内では当ホテルの許可なしに、広告宣伝物の配布、掲示、または、物品の販売勧誘等はなさないでください。

(9) ホテル、美術館内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象となることがありますのでご注意ください。

(10) ゆかた、ナイトウェア、バスローブ、スリッパなどで廊下等室外にお出にならないでください。

2. 前項の「おやめいただきたい行為」について、当ホテルより注意を受けて直ちにその行為を止めなかった場合には当ホテル内施設のご利用をお断りいたします。

反社会的勢力等の施設利用の禁止に関すること

1. 次に掲げる組織、個人については、当ホテル内諸施設のご利用をお断りいたします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者

(2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者

(3) 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者

(4) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的・不当要求及びこれに類する行為が認められる場合

(5) 心神耗弱、薬物等による自己喪失などご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者

2. 前項(1)ないし(3)に該当する場合は、その時点以降、一切のご利用をお断りさせていただきます。